(二)　国は、(一)により避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずることとした。

6　避難住民に対する役務の提供に関する努力義務（第一〇条関係）

(一)　4の(一)の通知を受けた避難先団体は、その住民に対して行っている役務の提供であって法律又はこれに基づく政令により当該避難先団体が処理することとされている事務に係るもの以外のものを、4の(一)の通知に係る避難住民に対しても行うよう努めることとした。

(二)　国は、4の(一)の通知を受けた避難先団体が4の(一)の通知に係る避難住民に対して(一)に規定する役務の提供を行った場合には、当該役務の提供に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。

7　特定住所移転者に係る施策等（第一一条関係）

(一)　指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者（住所移転者（平成二三年三月一一日において指定市町村の区域内に住所を有していた者のうち、当該指定市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されているもの）のうち、当該指定市町村の長に対し、特定住所移転者に係る施策の対象となることを希望する旨の申出をしたもの）に対し、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であって当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供することとした。

(二)　指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者と指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進等に努めることとした。

(三)　国は、指定市町村及び指定都道府県が(一)及び(二)に定める施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。

8　住所移転者協議会（第一二条関係）

(一)　指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができることとした。

(二)　住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が選任することとした。

(三)　住所移転者協議会は、7の(一)及び(二)に定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べることができることとした。

(四)　指定市町村の長その他の機関は、(三)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないこととした。

9　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から施行することとした。

(二)　国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずることとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二五八号）（総務省）

1　不動産取得税

(一)　対象区域内家屋の代替家屋に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三一条関係）

(二)　対象土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上にある代替家屋に当該所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三一条関係）

2　自動車取得税

(一)　対象区域内用途廃止等自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなる自動車の要件を用途の廃止又は解体を事由として永久抹消登録等がされたものとすることとした。（附則第三二条関係）

(二)　対象区域内用途廃止等自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三二条関係）

3　固定資産税及び都市計画税

(一)　対象区域内住宅用地に代わるものとして取得された土地のうち、対象区域内住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる者の範囲を当該対象区域内住宅用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地の範囲及び当該特例措置の適用を受ける土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる範囲について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三三条関係）

(二)　対象区域内家屋に代わるものとして取得された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる者の範囲を当該対象区域内家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、減額措置の対象となる家屋の床面積の算定方法等について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三三条関係）

(三)　対象区域内償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の範囲を当該対象区域内償却資産の所有者、当該対象区域内償却資産が地方税法の規定により共有物とみなされたものである場合における買主、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける部分等について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三三条関係）

4　軽自動車税

(一)　対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなる軽自動車等の要件を地方税法第四七条第一項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出等されたものとすることとした。（附則第三四条関係）

(二)　対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等又は対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の警戒区域設定指示が行われた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三四条関係）

5　平成二三年四月二一日における警戒区域設定指示区域であって同年三月一二日において内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であった区域は、同年三月一一日から警戒区域設定指示区域であったものとみなして、前記1から4までの特例措置を適用することとした。（改正令附則第三条関係）

6　前記の改正は公布の日から施行することとした。
